

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																							
1. 就学援助制度の周知方法																																							
(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)												(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)											
ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載 イ. 自治体の広報誌等に制度掲載 ウ. 就学援助制度の周知方法又は就学援助制度の書類を配布 エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布 オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布 カ. 入学時や就学援助制度の書類を配布 キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布 ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布 ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付 コ. その他												(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項						(6) (5) のクの内容										(8) (7) のカの内容					
17	17	15	6	3	8	5	5	15	0	2	3	3	0	0	17	0	0	0	0	9	3	6	0	0	0	0	1	1	6	0	8	7	3	2	2				
福井県	福井市	○	○		○										○					○											○		○						
福井県	敦賀市	○		○					○						○					○											○	○							
福井県	小浜市	○	○		○				○						○							○										○	○						
福井県	大野市	○				○			○		○				○							○				○					○								
福井県	勝山市		○		○		○	○			○				○					○											○	○		○	年度初めに全世帯に就学援助の案内を配布する。ホームページからも申請書をダウンロードできるようにした。				
福井県	鯖江市	○				○		○						○								○								○									
福井県	あわら市	○				○	○							○	○					○	○									○									
福井県	越前市	○	○		○		○	○						○								○										○	○						
福井県	坂井市	○					○	○						○						○											○								
福井県	永平寺町	○		○	○			○						○						○											○								
福井県	池田町	○						○		○				○								○									○								
福井県	南越前町	○						○						○						○												○							
福井県	越前町	○	○				○	○		○				○								○									○			○	カラーペーパーでチラシを作成し、小中学校の児童・生徒へ配布。				

		Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																			
		1. 就学援助制度の周知方法																																			
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)											
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の冊子に制度掲載又は就学援助制度の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1)のコの内容					(4) (3)のオの内容・補足事項								(6) (5)のクの内容						(8) (7)の力の内容						
		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他																												
17	17	15	6	3	8	5	5	15	0	2	3	3	0	0	17	0	0	0	9	3	6	0	0	0	0	1	6	0	8	7	3	2	2				
福井県	美浜町				○	○		○			○	民生委員へ就学援助制度の周知と対象児童生徒の把握を依頼			○			○								○											
福井県	高浜町	○	○	○				○							○				○									○									
福井県	おおい町	○			○	○		○							○					○							○		○								
福井県	若狭町	○			○			○							○				○										○	○							

都道府県	市区町村名																																	
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（２）（１）の力の内容				<中学校>（３）（１）でアと回答した場合 場合は入学前支給を導入した時期、イと 回答した場合は導入開始を検討（予定） している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由 （あてはまるものを全てに○）										
ア、入学 前支給を 行っている	イ、入学 前支給を 行っていないが、 現在検討 はしている	ウ、入学 前支給を 行っており、 現在検討 していない	エ、そも そも新入 学用品 やその費 用を無償 化している ため、入 学前支 給を行っ ていない	オ、そも そも対象 者がいな いため、 入学前 支給を行 っていない	カ、その 他							ア、令和 6年度 （令和7 年度新入 学分）以 前	イ、令和 7年度 （令和8 年度新入 学分）	ウ、令和 8年度 （令和9 年度新入 学分）以 降	エ、未定	ア、8 月以前	イ、9 月	ウ、10 月	エ、11 月	オ、12 月	カ、1 月	キ、2 月	ク、3 月	ケ、4 月初旬 （入学式 前）	ア、予算 の確保が 困難だか ら	イ、規則 改正など の内部手 続きに時 間がかか るから	ウ、認定 回数が増 える。支 給後に転 居へした 場合の対 応など、 事務業務 量が増加 するから	エ、（入 学前支給 とは異な る）自治 体独自の 教育費負 担軽減制 度がある から	オ、その 他	<中学校>（６）（５）の工及びオの 内容				
17	17	14	0	3	0	0	0	0						14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	8	0	0	0	0	2	1	3		
福井県	美浜町			○																										○		入学後、請求に応じて支給		
福井県	高浜町	○												○											○									
福井県	おおい町	○												○											○									
福井県	若狭町	○												○											○									

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)係数(倍率)を(4)に記入してください。	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍の額(384万円)、1.5倍(455万円)等)係数(倍率)を(4)に記入してください。	チ、特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)係数(倍率)を(4)に記入してください。	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他								
係数(倍率)																				係数(倍率)							
倍																				倍							
17	17	9	10	6	5	5	10	2	3	3	3	3	4	4	4	0	2	12	0	1	5	14	0	5	1	17	
福井県	福井市																○					1				0	
福井県	敦賀市																	○				1				0	
福井県	小浜市																	○				2			1、3倍以上1、5未満は一部認定(学用品費、オンライン学習通信費)のみ支給	0	
福井県	大野市	○	○				○											○		○		1			大野市母子家庭等医療費助成金対象世帯	0	
福井県	勝山市	○											○					○				1				0	
福井県	鯖江市																	○				1				0	
福井県	あわら市	○	○	○			○													○					あわら市就学援助費支給要綱には、特に就学援助費の支給が必要であると教育委員会が認める者については、就学援助を受ける者として認定することができるとの規定があり、DV避難により資産を持たずに転入してきた者を想定している。	0	
福井県	越前市		○				○											○		○		1			市民税が均等割りのみ課税されている世帯	0	
福井県	坂井市	○	○				○										○					1				0	
福井県	永平寺町	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○					1				0	
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○							○			○					1				0	
福井県	南越前町		○				○													○					経済的に生活が困難であると教育委員会が認めた世帯。《課税台帳による収入を特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる同基準額で割った数値が1.0未満のもの。》	0	
福井県	越前町																○					1				0	

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率							
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																														
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止																														
		イ、市区町村民税の非課税																														
		ウ、市区町村民税の減免																														
		エ、国民年金保険料の免除																														
		オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予																														
		カ、児童扶養手当の支給																														
		キ、保護者が職業安定所登録労働者																														
		ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者																														
		ケ、個人の事業税の減免																														
		コ、固定資産税の減免																														
		サ、学校納付金の納付状態の悪い者、給食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの																														
		シ、経済的な理由による欠席日数が多い者																														
		ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者																														
		セ、生活福祉資金による貸付け																														
		ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変動する場合は、自動的に要件が変更されるもの） (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)																														
		タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変動する場合は、自動的に要件が変更されるもの） (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)																														
		チ、特別支援教育(学級支援)の需要が高い者																														
		ツ、市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの (例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)																														
		テ、市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの (例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)																														
		ト、その他																														
		(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容																														
		(5) 補足事項																														
		令和6年度																														
17	17	9	10	6	5	5	10	2	3	3	3	3	3	4	4	4	0	2	12	0	1	5	14	0	5	1	17					
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1				0					
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1				0					
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○							○	○	○				○	○				経済的に困っている。 特別な事情がある(家庭の主要者が急死、災害にあうなど、経済的に困っている)		0					
福井県	若狭町																		○				1				0					

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
17	17	0
福井県	福井市	
福井県	敦賀市	
福井県	小浜市	
福井県	大野市	
福井県	勝山市	
福井県	鯖江市	
福井県	あわら市	
福井県	越前市	
福井県	坂井市	
福井県	永平寺町	
福井県	池田町	
福井県	南越前町	
福井県	越前町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
17	17	0
福井県	美浜町	
福井県	高浜町	
福井県	おおい町	
福井県	若狭町	